

平成26年第2回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成26年11月11日開会

平成26年11月11日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

平成26年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局出席職員	2
開会宣告	2
広域連合長挨拶	2
開議宣告	3
日程1 議長の選挙について	3
日程2 副議長の選挙について	5
日程3 議席の指定について	6
日程4 会期の決定について	7
日程5 会議録署名議員の指名について	7
日程6 第8号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の 同意を求めることについて	7
提案理由説明	
○東村広域連合長	7
採 決	7
日程7 第9号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意 を求めることについて	8
提案理由説明	
○東村広域連合長	8
採 決	8
日程8 第10号議案 平成25年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計 歳入歳出決算の認定について	9
提案理由説明	
○東村広域連合長	9
質 疑	
○山川知一郎君	10
○北島事務局長	10
○山川知一郎君	10
○北島事務局長	10
○山川知一郎君	10
○東村広域連合長	10

○山川知一郎君	1 1
○北島事務局長	1 1
○山川知一郎君	1 1
○北島事務局長	1 1
○山川知一郎君	1 1
○北島事務局長	1 1
○山川知一郎君	1 1
○北島事務局長	1 1
○山川知一郎君	1 2
○北島事務局長	1 2
○山川知一郎君	1 2
○東村広域連合長	1 2
○松本朗君	1 2
○北島事務局長	1 2
○松本朗君	1 3
○東村広域連合長	1 3
○松本朗君	1 3
○北島事務局長	1 3
討 論		
○山川知一郎君	1 4
採 決	1 4
日程9 第11号議案	平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	
	1 4
日程10 第12号議案	平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算	
	1 4
提案理由説明		
○東村広域連合長	1 4
採 決	1 6
広域連合長挨拶	1 6
閉会宣告	1 6

平成26年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第8号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合副広域連合長 の選任につき議会の同 意を求めることにつ いて	広域連合長	26.11.11	26.11.11	同 意
第9号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合監査委員の選 任につき議会の同意を 求めることについて	〃	〃	〃	〃
第10号議案	平成25年度福井県後 期高齢者医療広域連合 一般会計・特別会計歳 入歳出決算の認定につ いて	〃	〃	〃	認 定
第11号議案	平成26年度福井県後 期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算	〃	〃	〃	原案可決
第12号議案	平成26年度福井県後 期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会 計補正予算	〃	〃	〃	〃

平成26年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月 日	曜	時 間	会議	場 所	会議事項
11月11日	火	午後3時25分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	開会、議案上程、質 疑、討論、採決、閉 会

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 26 年 11 月 11 日（火曜日）午後 3 時 25 分開会

平成 26 年 11 月 11 日、定例会が福井県自治会館多目的ホール（議場）に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

- 日程 1 議長の選挙について
- 日程 2 副議長の選挙について
- 日程 3 議席の指定について
- 日程 4 会期の決定について
- 日程 5 会議録署名議員の指名について
- 日程 6 第 8 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程 7 第 9 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程 8 第 10 号議案 平成 25 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 9 第 11 号議案 平成 26 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 日程 10 第 12 号議案 平成 26 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算

○出席議員（13人）

- 1 番 山崎 法子君 2 番 力野 豊君
 3 番 垣本 正直君 8 番 平岡 忠昭君
 10 番 小形 善信君 11 番 佐々木富基君
 16 番 倉田源右エ門君 17 番 泉 和弥君
 18 番 峯田 信一君 19 番 今村 辰和君
 20 番 山川知一郎君 21 番 田中 哲治君
 22 番 松本 朗君

○欠席議員（10人）

- 4 番 藤本 悟君 5 番 的場 輝夫君
 6 番 松井 榮治君 7 番 福谷 洋君
 9 番 末本 幸夫君 12 番 森田 稔君
 13 番 小山 喜一君 14 番 安井 賢二君
 15 番 砂子 三郎君 23 番 川崎 直文君

○説明のため出席した者

- 広域連合長 東 村 新 一 君
 副広域連合長 河 瀬 一 治 君
 代表監査委員 田 本 光 三 君
 事務局長 北 島 一 巳 君
 事務局次長 野 村 康 人 君
 業務課長 高 倉 勇 治 君
 業務課長補佐 渡 邊 三 峰 子 君
 主 任 小 林 千 英 君
 主 任 原 武 史 君
 主 任 城 谷 晴 久 君

○事務局出席職員

書記 林 亜 紀

書記 埴 山 康 治

書記 市 橋 優 子

○事務局長（北島一巳君） 事務局長の北島でございます。本年3月に開催しました定例会以降、福井県後期高齢者医療広域連合議会におきまして、現在、議長及び副議長が共に欠けておりますので、議長が選出されますまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長議員が臨時に議長の職を行うこととなっております。本日の出席議員の中で、勝山市の倉田源右エ門議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

それでは、倉田議員、よろしく御願い申し上げます。議長席への御着席をお願いいたします。

○臨時議長（倉田源右エ門君） ただいま御紹介いただきました、倉田でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。

平成26年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会は本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、藤本悟君、的場輝夫君、松井榮治君、福谷洋君、末本

幸夫君、森田稔君、小山喜一君、安井賢二君、砂子三郎君、川崎直文君の10名であります。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、許可します。

広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 本日ここに、平成26年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にお忙しい中、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。また、日頃は、当広域連合の運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

御承知のとおり、国は、持続可能な医療制度を構築するため、国民健康保険制度の運営主体の都道府県移管と併せまして、高齢者医療の費用負担のあり方、保険料の特例軽減の見直しなど、様々な検討をしております。来年の国会への法案提出を目指しているところでございます。それらが、どのような見直しになるのか、制度運営を託されております当広域連合といたしましては、今後の動向に関心を持って、注視してまいります。

また、これまで以上に、市町、県等との連携強化を図り、増え続ける医療費の適正化など保険者機能の強化に向けた取組にも力を入れ、被保険者の皆様に信頼され、安

心していただける制度運営を続けてまいりたいと考えているところでございます。

このような中、本年度は、新たに療養費レセプト点検を行うことといたしまして、8月から着手しております。近畿圏内において、近年、療養費の大規模な不正が摘発された背景もあり、近畿ブロック広域連合協議会と連携を取りながら、不正請求防止に努め、医療費の適正化を図っているところでございます。

議員各位におかれましても、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、副広域連合長及び監査委員の選任について議会の同意をお願いする人事案件、平成25年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定、平成26年度一般会計補正予算、平成26年度特別会計補正予算の計5議案をご提案申し上げます。

十分なる御審議を頂き、何とぞ妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○臨時議長（倉田源右エ門君） 議事に先立ちまして、ここで御報告を申し上げます。

県内17市町から選出いただいております当広域連合協議会議員のうち、原幸雄君、池尾正彦君、藤本勲君、片矢修一君、野嶋祐記君、吉田琴一君、以上6名から、当広域連合協議会議員を辞職したい旨の願い出が

ありましたので、地方自治法第126条及び第106条の規定に基づき、これを受理し、辞職が許可されております。

また、三田村輝士君、丸岡武司君、南北ちとせ君、東野栄治君、伊藤博夫君、以上の5名の方は、各市町議会議員の任期を満了されました。佐々木富基君におかれましては、任期満了となりましたが、8月4日に再び選出されております。

これら辞職等に伴い、新たに当広域連合協議会議員となられました皆様方を御紹介申し上げます。氏名を事務局から朗読させます。

○事務局（林亜紀書記） それでは、命により氏名を朗読いたします。

山崎法子議員、垣本正直議員、福谷洋議員、小形善信議員、小山喜一議員、泉和弥議員、峯田信一議員、今村辰和議員、田中哲治議員、松本朗議員、川崎直文議員、以上でございます。

○臨時議長（倉田源右エ門君） なお、このたび新たに選出されました議員の皆様につきましては、ただいま御着席の議席を仮議席に指定いたします。本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1 議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと、

存じますが、これに御異議ございませんか。

(発言する者あり)

○臨時議長(倉田源右工門君) 松本議員。

○議員(松本朗君) 今、臨時議長は指名推選と、宣言されましたが、それについて異議があるという発言をしたのです。指名推選は全議員が一致しなければできませんから、選挙となります。

○臨時議長(倉田源右工門君) 暫時休憩いたします。

午後3時34分 休憩

午後3時35分 再開

○臨時議長(倉田源右工門君) 再開いたします。

御異議がありましたので、選挙の方法は投票で行うことにします。暫時休憩します。

午後3時35分 休憩

午後3時37分 再開

○臨時議長(倉田源右工門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(倉田源右工門君) ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に平岡忠昭君及び小形善信君を指名します。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配布)

○臨時議長(倉田源右工門君) 投票用紙

の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(倉田源右工門君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長(倉田源右工門君) 異状なしと認めます。

ここで念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号が1番の議員から順番に投票願います。

(投票)

○臨時議長(倉田源右工門君) 投票漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(倉田源右工門君) 投票漏れなしと、認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。平岡忠昭君及び小形善信君の立会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長(倉田源右工門君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち、今村辰和君11票、山川知一郎君2票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、4票です。よって、今村辰和君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(倉田源右工門君) 福井県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました今村辰和君が議場におられますので、本席から当選を告知いたします。当選の御挨拶をお願いします。

(議長 今村辰和君 登壇)

○議長(今村辰和君) 御出席をいただいております議員の皆様方には、先ほどの全員協議会、大変御苦勞様でございました。ただいま当議会の議長を拝命させていただきました今村でございます。就任に当たりまして、一言御挨拶を述べさせていただきます。

本日、福井県後期高齢者医療広域連合議会の議長を拝命したことについて、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度に対する今後の国の動向が気になるころではありますが、開始から7年目を迎え、制度に対する理解も徐々に深まり、高齢者を支える医療制度として安定し、定着してきたものと考えます。

また、保険者でありますこの広域連合自体も、県内全ての市町が共同して担うという意識が、着実に根づいているように感じられるところです。

このたび、議長を拝命した訳でございますが、高齢者を始め国民全てが、安心して生活できる医療制度となっていくように、

現行制度をしっかりと運営していくことが肝要であると、考えております。

今後とも、議員各位の御支援、御協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○臨時議長(倉田源右工門君) 以上をもちまして、臨時議長の職務は全て終了いたしましたので、ここで議長と交代いたします。皆様の御協力、ありがとうございます。

それでは、今村議長、議長席にお着き願います。

(倉田臨時議長議長席退席、今村議長議長席着席)

○議長(今村辰和君) これより、私が議長の職務を務めさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

座って議事進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、日程2 副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと、存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○議長(今村辰和君) 御異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことにします。暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 2 分 休憩

午後 3 時 5 5 分 再開

○議長（今村辰和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（今村辰和君） ただいまの出席議員数は 13 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に平岡忠昭君及び小形善信君を指名します。

投票用紙を配付いたします。事務局、お願いいたします。

（投票用紙配布）

○議長（今村辰和君） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今村辰和君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（今村辰和君） 異状なしと認めます。

ここで、念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号が 1 番の議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（今村辰和君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今村辰和君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより、開票を行います。平岡忠昭君及び小形善信君の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（今村辰和君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 13 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票 13 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、川崎直文君 11 票、松本朗君 2 票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票です。よって、川崎直文君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（今村辰和君） 川崎直文君が、福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

続きまして、日程 3 議席の指定を行います。

今回、新たに当広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。氏名とその議席番号を事務局に朗読させます。

○事務局（林亜紀書記） それでは、命によりまして、お名前とその議席番号を順に朗読いたします。1 番 山崎法子議員、3 番 垣本正直議員、7 番 福谷洋議員、1

0番 小形善信議員、13番 小山喜一議員、17番 泉和弥議員、18番 峯田信一議員、19番 今村辰和議員、21番 田中哲治議員、22番 松本朗議員、23番 川崎直文議員、以上でございます。

○議長（今村辰和君） 次に、日程4 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今村辰和君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程5 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、2番 力野豊君、3番 垣本正直君を指名いたします。

次に、日程6 第8号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第8号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長につきましては、当広域連合規約第13条第1項の規定に基づき、議会の御同意を得て選任するものであります。

これまで副広域連合長をお願いしておりました、坂井市の坂本市長が、本年4月22日をもって、市長の任期満了を迎えられたことにより、当広域連合の副広域連合長の任期も満了となり、現在、副広域連合長は1名空席となっております。

後任について、福井県市長会から副会長の敦賀市長 河瀬一治氏を御推薦いただきましたので、同氏を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものであります。

何とぞ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今村辰和君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、人事に関する案件でありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今村辰和君） 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

お諮りします。第8号議案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今村辰和君） 御異議なしと認め

ます。よって、そのように決しました。

ここで、河瀬副広域連合長の出席を求めることにいたします。

(副広域連合長 河瀬一治君 入場)

○議長(今村辰和君) 出席を頂きました河瀬副広域連合長から御挨拶を受けることとします。

○副広域連合長(河瀬一治君) ただいまは選任に御同意いただきまして、誠にありがとうございます。

この制度につきましては、従前にも増して、被保険者の皆様方に理解され、そして安心を与える制度にしなければならないと思っております。東村広域連合長を補佐しながら頑張っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長(今村辰和君) ありがとうございます。

次に、日程7 第9号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐々木富基君の退場を求めます。

(11番 佐々木富基君 退場)

○議長(今村辰和君) 提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました、第9号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、御説明を申し上げます。

議会選出の監査委員につきましては、当広域連合規約第18条第2項の規定に基づき、広域連合の議会の御同意を得て選任するものでございます。

これまで、当該監査委員を務められておりました佐々木富基氏ですが、本年7月29日をもって、越前市議会議員の任期満了を迎えられたことにより、当広域連合の監査委員の任期も満了となりました。

このたび、引き続き、同氏を監査委員に選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものでございます。なにとぞ、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(今村辰和君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案は、人事に関する案件でありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今村辰和君) 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

お諮りします。第9号議案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（今村辰和君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ここで、佐々木富基君の入場を許可します。

（11番 佐々木富基君 入場）

○議長（今村辰和君） 佐々木君の選任については、同意されました。

次に、日程8 第10号議案 平成25年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第10号議案 平成25年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき決算を調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、審査意見書の提出を受け、同条第3項及び第5項の規定により、所要の書類を添えて議会の認定に付すものであります。

まず、別冊の平成25年度歳入歳出決算書の1ページ 決算総括表をお願いいたします。平成25年度の決算規模であります。一般会計及び後期高齢者医療特別会計を合計いたしまして、歳入決算額といたし

まして1,006億4,084万382円、歳出決算額といたしまして975億3,786万5,030円で、差引額は31億297万5,352円となっております。

次に、2ページ 一般会計歳入決算書をお願いいたします。予算現額の合計が4億8,658万3千円、収入済額の合計が4億8,658万6,515円で、予算現額と比較して3,515円の増となっております。

次に、3ページ 一般会計歳出決算書をお願いいたします。予算現額の合計が4億8,658万3千円、支出済額の合計が4億6,067万1,122円で、不用額が2,591万1,878円となっております。

次に、5ページ 特別会計歳入決算書をお願いいたします。6ページに移っていただいて、予算現額の合計が1,016億4,716万円、調定額の合計が1,001億5,723万562円、収入済額の合計が1,001億5,425万3,867円で、収入未済額が297万6,695円となり、予算現額と収入済額とを比較して14億9,290万6,133円の減となっております。

次に、7ページ 特別会計歳出決算書をお願いいたします。8ページに移っていただいて、予算現額の合計が1,016億4,716万円、支出済額の合計が970億7,719万3,908円で、不用額が45億

6, 996万6, 092円となっております。

これらの結果によりまして、一般会計で2, 591万5, 393円、特別会計で30億7, 705万9, 959円の差引残額が発生いたしました。これらにつきましては、それぞれ、平成26年度に繰り越すこととし、後ほど御提案いたします平成26年度一般会計及び特別会計補正予算で措置させていただくこととしております。

以上、第10号議案 平成25年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、御説明いたしました。

なお、この決算につきましては、お2人の監査委員による決算審査をお受けいたしまして、その審査意見書と、主要な施策の成果等報告書を別冊のとおり配布させていただいておりますので、御確認いただき、十分なる御審議の上、何とぞ妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今村辰和君） ただいま説明のありました第10号議案について質疑を許可いたします。御質疑ありませんか。

20番、山川議員。

○議員（山川知一郎君） 議会費でございますが、費用弁償として議員の旅費24万5, 450円が計上されております。費用弁償は実費弁償であるべきと考えますが、現在の弁償額の根拠はどういうものでしょう

か。お尋ねいたします。

○議長（今村辰和君） 事務局長。

○事務局長（北島一巳君） 議員御発言のとおり、実費相当分を支給するものでございます。

○議長（今村辰和君） 20番、山川君。

○議員（山川知一郎君） 実費相当額とおっしゃいますが、例えば、私はあわら市から来ておりますけれども、費用弁償額3千円でございます。3千円はどのような根拠で計算されたのでしょうか。

○議長（今村辰和君） 事務局長。

○事務局長（北島一巳君） 報酬関係、実費関係につきましては、条例に規定がございまして、その額で支給することになっております。

○議長（今村辰和君） 20番、山川君。

○議員（山川知一郎君） 先ほど費用弁償は実費であるとおっしゃいましたけれども、今の答弁では実費ではないのではないかと思います。いかがですか。

○議長（今村辰和君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 例えば、公共交通機関を使う場合には、その料金を実費と捉えて支給することは可能であります。けれども、ガソリン代等につきましては、走行キロ数によって変わるわけでありまして、どのように支給するか、事前に条例で定めております。先ほど事務局長が申し上げたのは、このことも含めて

相当額と申し上げました。

○議長（今村辰和君） 20番、山川議員。

○議員（山川知一郎君） ちょっと納得し
かねるところがございますが、次の質疑と
します。

長寿医療運営懇話会は、11名の委員に
よりまして、年2回開催されております。
18万8,778円の決算額が計上されて
おりますが、この運営懇話会の目的は何で
しょうか。

○議長（今村辰和君） 事務局長。

○事務局長（北島一巳君） 長寿医療運営
懇話会でございますけれども、これは、被
保険者・医療に携わっておられる方・有識
者・保険者の11名の委員で成っておりま
す。国の指導もございますが、これらの方々
から、後期高齢者医療制度の当面の課題に
つきまして、率直な御意見を承り、広域連
合の制度運営に反映させるという趣旨で置
かれています。事務局といたしましては、
様々な御意見等を頂きまして、常日頃の執
務向上に努めているところでございます。

○議長（今村辰和君） 20番、山川議員。

○議員（山川知一郎君） この懇話会から、
当広域連合の運営について意見書が提出さ
れたことはあるのでしょうか。

○議長（今村辰和君） 事務局長。

○事務局長（北島一巳君） この懇話会
では、1つの合意として取りまとめた意見書
は、頂戴しておりません。飽くまでも、そ

れぞれのお立場やテーマにつきまして、
様々な御意見をお聞かせいただいております。
その中で、採用できるものは執務に生
かしていくということでございます。

○議長（今村辰和君） 20番、山川議員。

○議員（山川知一郎君） この懇話会が、
本当に必要なかどうか大変疑問に思うと
ころでございます。

次の質疑をしたいと思いますが、被保険
者に対して年間3回の医療費通知がなされ
ております。この通知の目的と、これに掛
かる費用は幾らでしょうか。

○議長（今村辰和君） 事務局長。

○事務局長（北島一巳君） 医療費通知で
ございますが、4か月に一度、年3回通知
をいたしております。費用は約2千万円
でございます。この通知につきましては、
被保険者の方にお送りすることにより、医
療機関からの請求ミスを防止し、また、被
保険者が自身の医療費を知ることで、健康
意識の向上に働き掛けるというものでござ
います。今後とも継続していくことは、有
意義であると、考えております。

○議長（今村辰和君） 20番、山川議員。

○議員（山川知一郎君） 約2千万円です
が、これにははがきの作成費、郵送料、全
てを含んでいるのでしょうか。

○議長（今村辰和君） 事務局長。

○事務局長（北島一巳君） 郵送料と作成
代も含んでおる経費でございます。

○議長（今村辰和君） 20番、山川議員。

○議員（山川知一郎君） この効果について、私は甚だ疑問なのですが、3回として
いる根拠は何でしょうか。

○議長（今村辰和君） 事務局長。

○事務局長（北島一巳君） 適度な回数として、年3回、4か月に一度としている次第です。

○議長（今村辰和君） 山川議員、質疑は
再々質問で終わりでございます。本質疑を
入れて3回、終わっておりますので、願
いいたします。

○議員（山川知一郎君） 今のはちょっ
と、なぜ3回なのか良く分かりません。私
は、それだけの効果があるとはとても思え
ません。なぜ、4か月に一度が妥当なのか
分かりませんが。

○議長（今村辰和君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 確かに、3
か月あるいは4か月でなければならないと
いう妥当な線は、科学的に中々出しにくい
ものでございます。しかしながら、この3
か月・4か月の間に、自分は医者に掛かっ
て、これくらいの診療を受けたということ
を、記憶がまだ残っている間に確認を取
ることが必要になりますので、おおむね4
か月の適度であると考えます。もちろん3
か月ということになりますと、またそれだけ
経費がかさみます。その辺りを考慮して、
今のところは4か月に一度ということをや

らせていただいております。

○議長（今村辰和君） 他にありませんか。
22番、松本議員。

○議員（松本朗君） 先ほど全協で尋ねま
したが、市町の被保険者の滞納額、差押え
の件であります。全協での事務局からの報
告では、差押え額が全県で4,700万円ほ
どでした。問題は、最終的な判断を市町が
やることです。後期高齢者のそもそもの収
入は、非常に低いです。基本的には真面目
に多くの方が保険料を納付されているので
すが、滞納せざるを得ない方に対し、どの
ように対応するかというのは重要な問題で
す。それが市町の判断に委ねられて、いい
のでしょうか。同じ福井県内に住む後期高
齢者であり、医療保険制度という一本の保
険制度です。広域連合として差押えに対す
る基準があるのでしょうか。まず、その点
をお尋ねします。

○議長（今村辰和君） 事務局長。

なお、答弁、質問は端的にお願いいたし
ます。

○事務局長（北島一巳君） 滞納されてい
る方につきまして、保険料を徴収する業務
がございました。後期高齢者医療の保険料徴
収と滞納処分は市町が行い、賦課決定は広
域連合が行うと、高確法で定められており
ます。その意味で、徴収あるいは滞納処分
に関しては市町が判断すると、先ほど申し
上げた次第です。

○議長（今村辰和君） 22番、松本議員。

○議員（松本朗君） 福井県内の後期高齢者が、住んでいるまちによって差し押さえられたり、差し押さえられなかったりすることの不合理性があると、私は思うのです。広域連合長、その点は問題ないでしょうか。高齢者への差押えを極力止めようではないかという若干の議論が、かつて、この広域連合議会であったと思います。東村広域連合長がそのような発言をされたのではないかと考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（今村辰和君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） この制度の基本的な形は、後期高齢者が受ける医療サービスの財源である保険料をきちんと集めさせていただいて、業務を行うということです。これは、それぞれの構成市町においても、税を集めて業務を行うということにおいて、同じなのであります。どちらも法律に基づいて行われている業務でありますので、考え方に大きな隔たりがあってはならないことでもあります。

後期高齢者医療広域連合が1人1人の方の徴収をやっているのであれば、いろいろな状況も分かるのですけれども、それを担っているのは構成市町であります。市町の徴収担当部局がそれぞれの状況をしっかりと見て、個別の案件に応じたやり方で徴収をやっただいております。どのように

対応するかは、個別の実情を知っている市町だからこそできることだと思っています。このような御議論があったときには、今、申したように、それぞれの市町で税と同じように取り扱っていただくことを基本原則としているということをお答えしてきたつもりでおります。

○議長（今村辰和君） 22番、松本議員。

○議員（松本朗君） 広域連合長がおっしゃるように、法律に基づいて市町が対応していて、市町によって違ってはならないということもよく分かります。だからこそ、市町の差押え状況について、広域連合が客観的に統一した基準で見て、把握することが大事なのではないでしょうか。広域連合が基準を持って、報告を受けて把握をすることが求められると、私は思うのですけれども、そのようにしようではありませんか。いかがでしょうか。

○議長（今村辰和君） 事務局長。

○事務局長（北島一巳君） 今ほど広域連合長からも申し上げましたように、個別の事情は、ケース・バイ・ケースというものが非常に色濃いものではないかと思っております。これらにつきまして、一律の基準を作るというのは、非常に困難であると考えているところでございます。

○議長（今村辰和君） 質疑は再々質疑で終わりでございます。本質疑を入れて3回終わっておりますので、次に移ります。

次に、討論はありませんか。

20番、山川議員。

○議員（山川知一郎君） 20番、山川でございます。決算の認定について反対の討論をしたいと思っております。

先ほど質疑もいたしました。1つは、議会の費用弁償は、実費に限るべきであります。この問題については、今、国政の場でも県政でも、各市町の議会でもいろいろ問題になっているところでございます。厳密に見直して、実費弁償に限るべきであると思っております。

それから、長寿医療運営懇話会は、本当に設置する意義があるのかどうか非常に疑問です。もう何年もやっておりますが、今までこの懇話会から、当広域連合について具体的な意見書が出たことは1回もないという状況であります。こういうものをずっと続ける意味は、全くないと私は考えます。

また、医療費通知でございますが、年3回、これで約2千万円が掛かっております。それだけの効果が本当にあるのか、甚だ疑問であります。私は、やるにしても年1回で十分ではないかと考えております。

さらに、我々の議員報酬でございますが、1人1回につき1万円報酬が支払われております。我々は、各市町の議員としてこの議会の議員になっているわけで、各市町から議員報酬は頂いております。更にこの広域連合から報酬を受取ることは不相当であ

ると考えます。

以上の理由で、この決算の認定には反対するものでございます。どうか議員各位の御理解と御賛同を心からお願いいたしまして、討論といたします。

議長（今村辰和君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今村辰和君） 他にないようです。で、討論を終結いたします。

それでは、第10号議案を採決いたします。

お諮りします。第10号議案について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（今村辰和君） 起立多数であります。よって、そのように決しました。

次に、日程9 第11号議案 平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び日程10 第12号議案 平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第11号議案 平成26年

度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び第12号議案 平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、第11号議案の平成26年度一般会計補正予算から説明いたします。議案7ページをお願いいたします。平成26年度一般会計補正予算であります。補正額は、歳入・歳出ともに2,591万6千円を増額し、予算総額で4億5,720万1千円とするものであります。

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。歳入につきましては、第4款 繰越金を2,591万6千円増額しております。これは、平成25年度の広域連合運営経費の決算剰余金であり、歳出の第4款 諸支出金において、国、各市町等に2,591万6千円を返還するものであります。

次に、第12号議案の平成26年度特別会計補正予算についてであります。議案9ページをお願いいたします。補正額は、歳入・歳出ともに、37億1,523万8千円を増額し、予算総額で1,005億4,232万6千円とするものであります。

おめくりいただきまして、10ページをお願いいたします。まず、歳入におきましては、第1款 市町支出金で、平成25年度分の療養給付費に掛かる市町負担金を精

算した結果、6市町において追加負担が生じたため、897万円を増額しております。

次に、第2款 国庫支出金で、433万3千円を増額しております。

次に、第8款 繰入金で、過年度分の精算及び今年度の保険料軽減措置に要する費用を臨時特例基金から取り崩すもので、合わせまして6億2,487万5千円を増額しております。

次に、第9款 繰越金で、平成25年度の決算剰余金として、30億7,706万円を増額しております。

続いて、歳出につきましては、第1款 総務費で健康増進事業の増加分として495万3千円を増額しております。

次に、第2款 保険給付費ですが、歳出予算額の増減はございませんが、財源の内訳を更正させていただくものでございます。

次に、第6款 基金積立金で、7億3,420万3千円を増額しております。

次に、第8款 諸支出金で、平成25年度療養給付費負担金等の精算による国等への返還金29億7,608万2千円を増額しております。

十分なる御審議の上、何とぞ、妥当なる御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（今村辰和君） ただいま説明のありました第11号議案及び第12号議案について質疑を許可いたします。御質疑あり

ませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(今村辰和君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(今村辰和君) 討論なしと認めます。

それでは、第11号議案及び第12号議案を一括して採決します。

お諮りします。第11号議案及び第12号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(今村辰和君) 全員起立であります。よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

広域連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) 定例会が閉会されるに当たりまして、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、本日提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を頂き、妥当なる御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後も、国の動向を見据えながら、構成

市町と連携を図り、現行制度の安定的な運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○議長(今村辰和君) 以上で、本日の会議を閉じます。これもちまして、平成26年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。皆様、大変御苦労様でございました。

午後4時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 宮田源右門

議長 今村辰永

署名議員 力野 豊

署名議員 垣本正直